

割の増大、被保険者に占める非正規雇用者の増加等)を踏まえ、国民年金における最低保障機能についてどう考えるか。

- 我が国の社会保障体系の中では、若年者・高齢者を問わず、低年金・低所得等により現に貧困になった者を事後的に救済し、「最低生活を保障」する制度として、生活保護があることをどう考えるか。
- 年金制度でも生活保護でもない、新たな社会扶助制度として作ることが可能か。その場合、どのような論点があるか。
(例) 民法第 877 条第 1 項の家族による私的不要義務についてどう考えるか。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。

◎委員意見

- 現在の制度は、免除すると低年金になるが、現役のときの経済格差が給付時にも反映されるという今の制度は、本当に日本の社会保障制度としてふさわしいのか。(D委員)
- 社会保険方式をとる以上、保険料納付の努力が生かされるべきだが、最低生活の保障は大事である。年金とは別の高齢者の最低保障制度を作るべき。年金制度は保険原理を貫くべき。(C委員)
- 生活保護との関係については、保険料を納付した人は付加的水準が確保できるよう、生活保護の収入認定で年金の一部を除外するというこも考えられる。(C委員)
- ミーンズテストや就職困難度などの生活保護の厳しい認定基準も議論すべき。(L委員)
- 基礎年金は税方式に転換し、切り替え時に未納者・未加入者は減額すべきと考えているが、そのような人には経過的に税で最低保障を行うことが必要。(E委員)
- 低年金者・低所得者に対する加算については賛成だが、どのような制度を考えるか。ドイツは資産調査はせず、所得調査のみをする。イギリスは年金制度以外からサポートする。スウェーデンは所得比例一本だが、一律ではない形で税による保障をしており、ミーンズテストのない生活保護だと言われている。生活保護の特別な形を作るべき。(M委員)
- 最低保障は年金制度の枠外で行うべきとの意見が出されているが、素朴に考えると、能力に応じて保険料を納付し年金制度に参加してきたのに生活保護になるのか、という抵抗があるかもしれない。年金制度への参加意欲が減るかもしれない。(K委員)
- 基礎年金水準そのものを 7 万円に引き上げるべきとの意見なども検討すべきであり、このことは障害基礎年金にも影響がある。与党障害者 PT の報告書でも障害基礎年金の引上げが提案されており、障害基礎年金の水準も併せて考えるべき。(K委員)
- 加算等は今後積極的に検討していくべきアイデア。特に、基礎年金にもマクロ経済スライドが適用されることから、必要性は高まっていると考える。(1) 設計の核心の一つとなるのは、資力テストの対象。スウェーデンの保証年金のように本来的な年金額だけにするのか、あるいは、年金受給時の総合所得とするのか。何れをも課す案も考えられるものの、財政面のメリットが見込める一方、制度が複雑になるデメリット。(2) また、本来的には、個々人の資力情報が 1 つの執行機関で一元的に正確に把握されていることが効率的。こうした加算等を執行していく体制整備も重要な論点。(3) このほか、現行制度を前提とすると、仕組みに関し詰めなければならない点が多い。例えば、拋出原則に基づく基礎年金に別途加算を設けたり、あるいは、生活保護の受給をより容易にしたりする場合、基礎年金の拋出インセンティブにマイナスの影響が生じる懸念。(J委員)

- 一生を通じて労働市場に最低限の参加しかできなかった者や家庭の崩壊を経験した者など大きな個人的リスクをもつ高齢者がいる。特定グループの人たちを低所得、低年金から守る視点は不可欠である。(H委員)
- わが国の現行の1階部分(再分配的年金制度)における最低保障機能は十分ではない。最低保障は年金制度にとって、第一義の避けて通れないものである。(H委員)
- 現行の年金制度の枠組みの中で高齢者の最低保障機能を強化すべきである。

現行制度に補完的性格を付与することはきわめて重要である。年金制度は、一般的には、それぞれの高齢者を親族または公的扶助から経済的に独立させるために、公的制度によって権利を保障し、高齢者の貧困を軽減するというよりはむしろ防止するために設計されている。最低保障年金は、不完全な職歴しかもたない人々、または在職中きわめて低賃金であった人々に対するセーフティネットとして作用する。

OECD諸国のうち、16か国では“対象が限定された年金”、また14か国では“最低年金”が低所得の高齢者に対する1階部分の制度として公的年金制度の中で実施されている。高齢期の貧困を防止するため、基礎年金とこれらの年金制度の組合せを採用している国も何か国がある。

とくに“最低年金”では、考慮される所得が公的年金のみであり、簡素化されており、かつスティグマの問題を排するメリットを有する。

なお、わが国では、年金制度の枠外で、最低生活を保障する公的扶助として制度設計すべきとの提案もあるが、次のような問題がある。

 - ① 公的扶助制度(生活保護)では、民法の扶養義務を優先させることが必要であるが、わが国の民法は他の国と異なり、成人した子に親の扶養を求めていることから、新たな公的扶助を設けることは難しいのではないか。
 - ② 公的扶助はミーンズテストを伴うことが必要であることから、常にスティグマの問題がつきまとうと同時に、扶養義務者への援助を好まない者がいることから、低い補足率が問題となってくる。
 - ③ 新たな公的扶助制度を設けた場合、運営主体が問題となる。たとえば、年金制度が十分機能していないために制度を創設するにもかかわらず、地方自治体が実施者となり、その負担を求めることには強い反発が予想され、制度化は困難ではないか。国が実施者となる場合は、国には年金の事務組織以外の運営機関がないため、事実上年金制度の中に取り込まざるを得ないのではないか。

これらの点を考えると、年金制度の中で最低保障機能をもたせることが制度化に当たって最も現実的であり、近道ではないかと考える。社会保険である現行の年金制度においても、純粋な保険原理に基づかない“社会扶助的な要素”が取り込まれている点を指摘しておきたい。

 - ① 抛却能力の低い者に対しては免除制度が設けられており、免除を受けた期間については、保険料抛却がないのに税財源により給付(国庫負担分)を行うこととしている。
 - ② 20歳前に障害者となった者に対して、高率の国庫負担による障害基礎年金の給付を行っている。
 - ③ 20歳前に障害者となった者の障害基礎年金には、所得制限が設けられている。

豊かな社会における貧困の存続は許されるべきではないと考える。高齢者が貧困のリスクにさらされず、適正な生活水準を維持し、社会に参加できるよう保障することを年金改革の目標の一つとすべきである。

なお、具体的な制度設計に当たって、検討すべき課題もあると考えられる。たとえば、保険料納付へのインセンティブや、繰り上げ支給の低年金者にも給付の上乗せをするのが適当か等、給付のバランスへの影響を考慮すべきことは当然であり、十分検討すべきである。

最後に、高齢者の低所得・低年金を余儀なくさせた多様な社会の問題、そして労働市場の問題に対処する努力も必要であると考えられる。(H委員)
- 社会保険方式の下では、現行の低所得者への保険料免除制度がかなりぎりぎりの配慮・工夫であり、それでも救えない低所得者に対しては、

生活保護をもっと受けやすくするなど年金制度の外での工夫をすべきではないか。この問題に正面から応えるためには、基礎年金の全額税方式化に踏み切ることが必要になる。(I委員)

- 低年金者への最低保障機能について、社会保険である年金制度の枠組みで実施することには慎重論も多いが、保険料の納付意欲への影響や、通常受給者とのバランスなどを十分考慮した上で、年金制度に取り込む方が、この問題を解決する現実的な対応ではないか。
年金制度の不足を補う制度を別途設けるとしても、国も地方も厳しい財政事情の中、年金の実施者の他に実施するところがあるだろうか。結局、年金制度の中に位置づけて実施することとせざるをえないのではないか。

また、国民年金には、皆年金の実現のために、20歳前障害に対する障害基礎年金など、一般の保険では成り立たない福祉の観点からの仕組みが盛り込まれている。従って、最低保障が必ずしも年金制度に馴染まないとは言えないのではないか。(K委員)

- 社会保険方式をベースとする現行の基礎年金制度において、保険料の拠出を伴わない広範な給付をビルトインすることは公平性の観点から難しいものと思われる。このため、低年金者が低所得者となり、老後の所得保障が十分受けられない問題に対する手当では生活保護の拡充や新たな社会扶助制度の展開等、別途の政策課題として取扱うことが望ましい。

その際、受給対象者に対する資力調査についてはフローの所得に限定する等、現行の生活保護よりも緩和した基準の適用を検討すべきであろう。(N委員)

- 低年金者に対しての生活支援を検討。低所得者に対して免除制度の活用。(B委員)
- 納付インセンティブを削がないようにしながら、低年金者の保障を行う工夫をするべき。しかし納付インセンティブを維持しながら低年金者の保障を行うことは不可能と言えるほどに難しい。また、例えば、繰り上げ受給をしているために年金額が低くなっている人を、低年金者と呼ぶわけにもいかず、そのあたりの知識を国民が共有すべき。

社会保障国民会議の雇用年金分科会に山田委員が提出した資料によれば、資力調査付給付の受給率の低さが、日本における高齢者の貧困問題の一因になっていると考えられる。

生活保護の受給要件を緩和した制度で対応するという手段は、年金制度でも生活保護でもない、新たな社会扶助制度として作ることに相当するが、民法上の私的扶養義務の問題を検討するべき。(F委員)

(4) 国民年金保険の免除制度

◎各方面からの主な提案内容

- 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

◎論点

- まずは、免除対象者への勧奨の徹底と一部免除対象者への納付勧奨により、現行制度の中での未納・未加入対策を徹底し、将来の無年金・低年金者の減少を図ることが重要ではないか。
- 職権で免除を行う場合、個々の被保険者が免除要件に該当するか否かを確認する必要がある。このため、国民年金第1号被保険者(約2,100万人)の所得を審査する必要があるが、このような網羅的な所得審査の仕組みが現実に構築可能か。

- 現に、所得がなくとも、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。
- 世帯所得が低くなるにしたがって申請免除者の割合は増加するが、「所得なし」でも4割程度は保険料を納付している(平成17年国民年金被保険者実態調査)という実態をどう評価するか。

◎委員意見

- 対象の方が未納のままでは、免除対象になった方が望ましいことだと思うので、勧奨をどんどん進めるようお願いしたい。(F委員)
- 広報の徹底が必要。(P委員)
- 申請なしに政府が職権で免除するというを行うには、国民から政府に対する信頼が必要。(L委員)
- 滞納率がいたずらに大きく捉えられすぎている。年金財政上影響はないが、納付のインセンティブが上がる仕組みが必要。(C委員)
- 本人に対して免除の勧奨をすれば、職権免除はしなくてもよい。(F委員)
- 申請者が市町村の窓口に来るだろうか。勧奨されても、億劫という状況もあるのではないかと。戸別訪問して書類作成を代行するのは、親切すぎるか。(G委員)
- 市町村が税を国税からもらうのは1年間かかるが、一年前の所得情報に基づいて判断することしかできない。所得の変動が大きい人についてはどうするのか。(L委員)
- 国民が自ら手続を行うという意識付けをするべきであり、職権でやるのは控え目にすべき。(D委員)
- ターンアラウンドを徹底し、申請書類の必要事項は役所で記載し、サインのみ求めるなどをしてはどうか。(E委員)
- 免除の制度を周知するための教育・広報をしっかりとすることと、職権免除をセットで考えるべき。(F委員)
- 所得の低い人や若い人は、免除など年金制度をよく知らないことが多い。また、免除の手続を社会保険事務所に行かなければできないとなると、面倒になってしまうのではないかと。(G委員)
- 個人所得課税と一体的に議論すべき。年金保険料には反対給付があることなどから租税と全く同じではないとはいえ、水平的公平の問題を完全に避けることは出来ない。個人所得税・住民税における給与所得控除の背景の1つは水平的公平の問題。国民年金保険料の免除制度の見直しは、税制と一体的に、具体的には、給与所得控除の縮小が給与所得者に受け容れられるような土壌作りのなかで進められることが好ましいと考える。こうした議論のなかで、「免除制度の見直し」というよりも論点を大きく設定し「定額保険料」そのものの見直しに着手すべきではないかと。(J委員)
- 現在社会保険庁が行っている免除申請をしていない者に対する勧奨を徹底すべきであり、本人の申請を待たずに職権で行うのは、行き過ぎである。(I委員)
- 所得情報に基づき行政側が一方的に手続きをしてしまう、というようなものではなく、書類等を行政側が作成し、本人の同意を得て手続きに入る形を想定している。もちろん、適用対象であっても保険料を納めたい人には納付してもらう。現行の免除勧奨をさらに徹底させて、こうした適用が実現できるなら、それで結構。(K委員)
- 国民年金の免除を本人の申請を待たずに職権で行うことについては、加入者本人の拠出意思と無関係に免除が進められる可能性があり、また

以前問題となった収納率向上対策として安易に行われる危険性があるため、賛成できない。

今後は、従来以上の丁寧な説明による免除勧奨を通じて、本人の意思に即した免除申請が円滑になされるように努めていくべきである。(N委員)

- 社会保険が強制加入となっている理由の一つは拠出回避にある。社会保険庁の調査によると、若年(20歳~29歳)の第1号未加入者の制度周知度はかなり低い。「国民年金の加入義務」や「納付義務」について周知している第1号未加入者の割合は約50%にすぎない。また、制度の仕組みの周知度はさらに低くなっている。支払うべき保険料と受けとる給付——年金制度では、生活上のリスクに対してどのような所得保障が行われているか、財源はどのように調達されているか、子ども世代、学生世代、若年の労働世代に年金制度に関する情報が容易に理解できるような形で提供されなければならない。(年金教育の必要性)。

“拠出が困難な者”に対しても一定の保障を確保する仕組みは必要である。現行制度では免除制度が設けられているが、その権利と義務を行使しない者がいる。国民年金の加入・保険料納付のメリット、逆に、未加入・未納のデメリットを社会保障関連制度に仕組み、加入・保険料納付の誘因を高めることも考えてよい。

2006年多段階免除制の実施により申請免除者数は増加傾向にあるので、今後も免除対象者への勧奨の徹底を行うとともに、職権で免除を行うことを検討してもよいと思う。(H委員)

- 本人の申請以外は認めない現行の仕組みを転換する「逆転の発想」をして、役所が本人に説明し、同意を得たら、手続きを代行してあげてもいいのではないか。(F委員)

(5) 育児期間中の保険料免除

◎各方面からの主な提案内容

- 子どもが3歳になるまで、基礎年金の保険料は夫婦とも無料化。厚生年金の加入者については、保険料のうち基礎年金に相当する部分(年収の5%程度を労使折半)を無料化。その分は、税で肩代わりすることとし、給付には反映させる。

◎論点

- 年金制度は次世代が育たないと成り立たないことや、実際の子育てに伴う負担を考えると、国民年金、厚生年金の別を問わず、子どものいる世帯と子どものいない世帯との公平を考慮して年金制度としても何らかの対策を検討すべきであるか。
- 現行の育児休業期間中の保険料免除については、厚生年金グループ内での支え合いという考え方に立ち、この期間の給付は全額保険料で賄われることとなっている。これに対し、定額保険料・定額給付である国民年金は、低所得者にかかる保険料免除期間についても国庫負担相当の給付しか行われぬなど世代内の所得移転のない制度であり、育児期間中の保険料免除を導入するとした場合、保険料財源を用いることに他の被保険者の理解が得られるか。
- 子どもを持つ被保険者すべてが育児等に伴って収入が下がるというわけではなく、負担能力を問わずに子どもがいることのみを持って一律に保険料負担を要しないとするのが適当か。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。

○ 政府全体として取り組むこととされている少子化対策において、どのように位置付けるか。

◎委員意見

- 自営業者についても、子育て支援策の観点から、子育て世帯についての保険料免除制度を拡充することを検討すべき。(K委員)
- 厚生年金で保険料免除をしているのなら、国民年金についても議論してもいいのではないか。(G委員)
- 第1号被保険者の半数1,000万人は雇用労働者であり、適用事業所でない中小零細企業や、短時間パートで占められている。出産に関しては厚生年金の被保険者と同じ状況なのに、なんら免除がないということでもいいのか。厚生年金の適用拡大が直ちにはできないのなら、子育て支援の強化の観点から、第1号被保険者についても免除を考えざるを得ない。(E委員)
- 年金制度は世代間扶養。保険料を無料にしてほかの人が肩代わりする。税ではなく保険料で肩代わりするのが筋。母子家庭の制度への貢献を給付に反映するということが検討課題になってもいい。(C委員)
- 趣旨は好ましい。もっとも、第3号被保険者の仕組みと同様、説明が付きにくい点がある。第3号被保険者の仕組みは、家事、育児、介護など家庭内労働を年金制度のなかで積極的に評価している点で大きな意義を有しているものの、(1)なぜ国民年金にそうした仕組みがなく厚生・共済年金だけなのか(自営業者を夫に持つ専業主婦もいるはず)、(2)専業主婦世帯への再分配の財源を単身世帯や共働き世帯も保険料の名目で負担しなければならないのか、(3)働く必要のない裕福な人まで第3号でなければならないのか、についての説得的な理由がないと思われる。あるべき姿としては、全国民を対象に本趣旨が徹底され、再分配的な財源であるので税で賄われるのが適していると考えられる。(J委員)
- 現行制度を前提とせず、1階部分と2階部分の費用負担を切り離していくことでよりクリアな制度設計が期待出来る。(J委員)
- この制度によって出生率の回復が認められるのであれば、その財源として年金積立金を使用することも検討に値しよう。広く、少子化対策の財源は国債の発行によって賄うのが適当と考える。要するに負担は将来世代が負う訳であるが、将来世代数が増加していれば一人当たり負担は大きくないからである。ところが公的年金は現在積立金を持っており、それを財源とすることは国債の発行と同じ効果を持っているので検討に値すると思われる。当然ながら慎重に検討されなければならない。(P委員)
- 次世代育成支援の観点は、年金制度上重要である。ただし、年金制度を支える層を増やす効果は、在職高齢年金に比べて間接的なものであるだけに、財政投入により国民年金にも育児期間中の保険料免除を導入すべきかは難しい判断である。(I委員)
- ぜひ実現してほしい。現行の育児休業中の保険料免除は、厚生・共済年金加入者のみ、しかも、育児休業を取得した場合のみ適用される。しかし、経済的な事情や職場環境の問題で育児休業を取得できない人もまだ多い。また、自営業者等の国民年金第1号被保険者とその妻にはこうした制度がない。第1号の妻は専業主婦であっても第3号被保険者になれない。不公平感がある。年金制度の枠外で実施すべきとの意見もあるが、少子化対策、育児支援はあらゆる制度を通じて取り組んでいくべき課題。年金の恩恵を感じにくい若年世代が、年金制度への参加意欲を向上させる効果も期待できる。(K委員)
- 次世代育成のために厚生年金グループで行っている保険料の免除制度と同等の仕組みを国民年金グループでも行うことに賛成である。賦課方式の年金制度においては、次世代が現世代を支える構造になっており、その担い手となる子供の育成に伴う負担を軽減する措置は、国民年金、厚生年金の区別なく実施されるべきである。国民年金は定額保険料・定額給付であり、世代内の所得移転のない制度というが、障害年金等においては保険料納付期間に比例しない給付がなされており、本件、育児期間中の保険料免除についても同様の考え方により導入すること

ができよう。(N委員)

○ 育児期間中の第1号被保険者の保険料負担への配慮措置も必要。(B委員)

○ 諸外国では、育児・介護のために労働力となれなかった期間については、手当もしくは給付によって、また拠出制年金保険の拠出期間として、社会的に認められるべきであると考えられ、制度上考慮に入られてきた。これは、年金制度の中で、育児・介護を“優遇”するのではなく“より平等な(ポジティブな男女平等)”給付を保障しようとするものである。すなわち、支払われた保険料の額が給付レベルを決定することを認めるが、特別な考慮事項やその他の規定をシステムに組み込み、より平等な給付を保障しようとするものである。育児や介護のように社会的に承認された機能を果たす者に対して、育児や介護を行った期間を拠出期間として認める、または所得の不平等が給付にも反映されることを防止し、平等な給付を保障するなどである。この基準の適用は、必然的に何が公正かについてのイクスプリシットな社会的判断を必要とする。

遅ればせながら、1994年に育児休業中の厚生年金保険の本人負担分の保険料免除制度が創設されたことは評価できる。しかし、検討課題としては、上記のような考え方に基くと、①第3号被保険者に限定せず、第1号被保険者・第2号被保険者にも適用すべきである。②保険料免除のみでなく、外国で実施されているように、この制度をさらに補強し、年金額の増額を行うべきである。(H委員)

(6) 非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等

◎各方面からの主な提案内容

- パート労働者等のうち現在厚生年金の対象となっていない者に対して厚生年金を適用すべき。
- (被用者年金一元化法案に盛り込まれている内容以上に)新たな適用を猶予する企業規模を従業員100人以下とすべき。
- 国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収する。

◎論点

- 事業主が保険料負担を行う被用者の範囲をどのように考えるか。
- パート労働者や事業主に対して新たに生じる保険料負担について、どのように理解を得るか。
- 低所得のパート労働者への適用拡大をするには、現行の標準報酬月額等級の下限の改定が必要となってくるが、この場合、国民年金保険料とのバランスをどう考え、制度設計をすべきか。
- まずは、被用者年金一元化法案の早期成立が必要ではないか。
- 基礎年金番号等の被保険者の基本情報、被保険者が保険料免除該当者か否か、被保険者の支払うべき保険料額、事業主が源泉控除した保険料額などについて、社会保険庁と個々の事業主との間で頻度の高い情報のやりとりを行う必要が生じるが、このような事務システムの構築が実現可能か。
- 新たな事務負担が増えることになる事業主から理解が得られるか。
- 事業主が天引きを行うことによって、被保険者本人が保険料納付を行うという意識に悪影響を及ぼすおそれはないか。
- どのような形で事業主からの徴収を実施するのか。例えば、任意とするのか強制とするのか。手数料の扱いをどうするか。賃金が低い者や複数事業所に勤務する者から徴収を行う場合は、実務的な対応をどのように行うのか。

◎委員意見

- 短時間労働者だけでなく、フルタイムで働いている5人未満の事業所で働いている雇用労働者も、厚生年金が実質的には適用になっていない。短時間労働者に限定せずに、そういう面も含めた検討が必要。(E委員)
- パート労働者であれば基幹労働者でないということではなく、パート労働者の多様な実態とか、職場での位置付けを踏まえながら社会保険制度にふさわしい適用の在り方というものを考えると同時に、やはりパート労働者と正規労働者の均等処遇というものを図っていくことも重要。(C委員)
- これからの人口減少社会において、女性が働くということがますます重要な役割になるので、働く女性を支援するような社会保障制度ということを考えていくべき。(A委員)
- 収入が少なくても、将来よりも今の方を好んでしまう傾向があることから年金のカバレッジをより広くしていくことが必要。(P委員)
- 今の厚生年金あるいは社会保険が、雇用形態の多様化に十分対応していないというところに最大の問題意識がある。雇用形態に十分対応した社会保険、特に被用者年金なり健保の適用ということは今きちんと見直すべき。(E委員)
- 正社員に近い・近くないということではなく、雇用労働者、被用者に対する厚生年金の原則適用を考えるべき。(E委員)
- 原則適用が基本で、現実的に適用を図っていくには今の労働時間4分の3を引き下げることが現実的な対応方法。(E委員)
- すべての非正規労働者・パート労働者を含めて原則適用にすべきで、それこそが労働者間の連帯感を強める。賃金が低いパート労働者が厚生年金に入ることにより連帯感が薄まるということにはならないので、あまり賃金要件を厳しく見る必要はない。(E委員)
- パートの人たちが責任と誇りを持って働いていくためにも、ぜひ適用拡大を進めていくべき。(G委員)
- すべての雇用労働者を適用するのでない限り、就業調整の問題が起きる。これにもう一つ収入要件と期間が加わると、新たな就業調整あるいは事業主による適用逃れの問題も生じてくる恐れがある。(A委員)
- 未納・未加入問題に関して、パート労働者の厚生年金適用拡大の議論があったが、年金一元化法案では、これが中途半端な形で反映されている。原則としては、企業が雇用する者に対しては社会保険を適用すべき。(A委員)
- 第1号被保険者2,200万人のうち半分は雇用労働者だが、これは本来の第1号被保険者の対象ではなく、自営業者は第1号被保険者の4分の1しかいない。パート等に対する厚生年金の適用を、現実的にどこまで広げていくかということが問題となる。(E委員)
- 自営業者グループにも報酬比例年金を作ることについて、報酬比例部分は所得再分配が行われないので、2階部分のみ別途作るのであればクロヨンの影響を受けずにできる。第1号被保険者に報酬比例年金を作る意味は、障害年金・遺族年金が出るかどうか。このような自営業グループへのアプローチと同時に、非正規雇用者への厚生年金の拡大を考える、これを全体として議論すべき。(C委員)
- 厚生年金適用の拡大は、被用者年金一元化法案をさらに進めるべき。厚生年金の事業主の保険料負担の問題、今は個人の従業員の賃金に着目して標準報酬月額をベースにして保険料を計算しているが、これを、労働保険の保険料負担と同じように、事業所の従業員全体の総支払い賃金に対する一定の領域として集めるということにすれば、正規だろうと非正規だろうと関わりなく、適用拡大できる。(E委員)
- 雇用労働者は厚生年金を適用することが原則。内容は不十分だが、被用者年金一元化法案を成立させ、早く適用拡大をすべき。(A委員)
- 昨年行ったパートのワーキングでは、結局310万人のうち5%の15万人にしか適用拡大されないことになった。法案を通すだけでなく、もう少し進めて考えたい。(F委員)

- この年金部会で一度結論を出している内容の法案に上乘せして議論できるなら、さらに進めるべき。(L委員)
- 複数事業所に勤務する第1号被保険者が増えている。このようなマルチジョブホルダーに厚生年金の適用を拡大することについて問題提起に加えるべき。名寄せが難しいというが、コンピューターが発達しているのでできるのではないか。(L委員)
- 第1号被保険者の非正規労働者はパートだけでなく、強制適用事業所以外の事業所に勤務している人も含む。適用業種の見直しも必要。(E委員)
- 先ずは、継続審議となっている被用者年金一元化法案の成立を目指すべきである。さらに適用範囲の拡大を図るべきであるが、その際、第3号被保険者のあり方も併せて検討すべきである。(I委員)
- 国会提出中の法案の早期成立を。そのうえで、新基準のうち、勤務期間、事業所規模について、さらに拡大してゆくべき。標準報酬月額の下限については、国民年金保険料とのバランスから引き下げは困難と思われるが、これが厚生年金の適用逃れ的手段に利用されないよう、監視していく必要がある。(K委員)
- 当面、被用者年金一元化法案に織り込まれた正社員に近いパート労働者についての厚生年金の適用拡大の早期成立が期待されるが、パート労働者に対する厚生年金の適用拡大の問題は、引き続き推進していかなければならない重要課題と考える。
その場合、適用を猶予する企業規模の最終的な目標は従業員数5人未満として、この目標に向けて適用猶予の水準を順次、計画的に引き下げていく方法が現実的な手法ではないかと考える。この場合、標準報酬の等級下限はパート労働者の実態に合わせて引き下げ、保険料拠出を行い易くすることが望ましい。
また、新たな等級下限に基づく保険料の額が国民年金保険料の水準に満たない場合であってもそれは容認し、考え方としては厚生年金グループ内での所得移転がなされているものと整理する。
なお、国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収する案については上記適用の拡大の流れに反するものであり、現状の適用猶予を固定化させる懸念があるので、賛成できない。(N委員)
- 厚生年金の適用拡大に賛成。(B委員)
- 年金制度改革の目標の一つは、よりフレキシブルな雇用形態と職歴のパターン、および社会における男女の役割の変化に適合できるよう保障することである。被用者年金一元化法案における適用基準をこえて、さらに適用拡大を行うべきである(とくに企業規模)。(H委員)
- パート労働者の処遇の在り方やパートの労働市場の在り方も議論され、それがつくり直されていくということもあるから、そういう方向性も見ながら今回の短時間労働者の年金をどうするかについては、併せて議論していく必要がある。(D委員)
- ある条件を設定して短期労働者についても厚生年金の適用者を作っていくという議論そのものは否定すべきでない。そのためには事業主の協力や理解、納得が当然必要だし、また協力があって初めて非社員の社員化という議論も有意になる。(D委員)
- 中小企業についてはバブル後の経済状況とバブルから立ち直ってきた今日の状況はそれほど変わっていないのではないかと。せつかくここまで景気が持ち直してきているのに足を引っ張ることになるといけないので、激変緩和については十分考慮していく必要があるだろう。(D委員)
- 現実問題としてパートの労働に依存しながら日常の仕事をしているという業種が現にあるという実態を無視することはできないので、それについても十分な配慮をしながら議論していくべきではないだろうか。(D委員)

- 厚生年金の適用拡大という大目標は好ましくとも、賃金基準の98,000円をさらに引き下げるとは国民年金制度加入者との公平性の観点から許容されにくいと考える。現行制度を前提とするならば、一元化法案成立後のさらなる適用拡大としては、勤続期間基準や事業所規模基準の緩和などに限られる。(J委員)
- 現行制度を前提とせず、1階部分と2階部分の費用負担を切り離していくことでよりクリアな制度設計が期待出来る。(J委員)
- 第1号被保険者であるパート労働者が納付を確実に出来るように、事業主も周知・広報に協力すべきだが、事業主が保険料徴収についても行うことは、納付意識の欠如につながり、自助自立の観点からも慎重に検討すべき。また、パート労働者は短期間で転職をすることが多く、事務処理上の問題などもある。(D委員)
- 国民年金保険料の事業主徴収について、社会保険庁と個々の事業主との事務システムの構築は社会保険庁の問題。具体的な事務フローを書いて、新たな事務負担の増加を抑制する工夫がないか考えるべき。(J委員)
- 被用者年金一元化法案を成立させた上で問題を考え進めるべき。国民年金の事業主徴収は、様々な問題があり、いろいろなフローを考えて詰めるべき。(O委員)
- 国民年金保険料の事業主徴収は、現行制度のままだと問題が多い。(1) 事業主の納税協力費用増となる。現在、事業主が負っている個人所得税、個人住民税、社会保険料の源泉・特別徴収などの納税協力費用の縮小が先決。具体的には、国、地方、社会保険料間の課税ベースの重複整理や徴収一元化など税制と行政の根本的見直し。(2) 同じ職場に、給与から14,410円が天引きされる人と7,000円程度しか天引きされない人(しかもこの人の方が給与は高く、給付も多い)が混在する状況は、好ましくないのではないか。こちらは懸念。(J委員)
- 国民年金保険料の事業者徴収は、適切でない。(I委員)
- 国民年金保険料の事業主徴収については、ワーキンググループでのヒアリングの際に、パートの多い業界の一部からも前向きな発言をいただいた。事業主に新たな事務負担を求めることになるが、本来なら厚生年金に加入させて保険料の事業主負担を求めるべきところであり、雇用者としては、正規・非正規を問わず従業員の将来に責任を持つのは当然ではないか。(K委員)
- 少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべき。(F委員)